

# とくぎん暦年贈与特約預金 泰平

(令和2年1月1日現在)

* 特色、重要事項、その他	
<p>1. ご親族さまへの「生前贈与」に安心してご利用いただけます。 本商品をご利用いただくことで暦年課税にかかる贈与税の非課税枠を有効に利用できます。</p> <p>2. 贈与に関するお手続きを当行がサポートします。 当行から毎年一定の時期に「贈与のお手続きに関するご案内」とともに「贈与契約書（とくぎん暦年贈与特約預金 泰平 専用）」の用紙をお送りしますので、機会を逸することなく毎年確実に贈与手続きができます。</p> <p>3. 贈与の完了報告を送付します。 贈与手続き完了後に報告書を送付しますので、贈与の記録としてご利用いただけます。また、次回以降の贈与をお考えいただく際にお役立ていただけます。</p> <p>4. 贈与の記録を保管します。 税務調査等にも対応できるよう、贈与契約書の写しと贈与手続の履歴を当行が責任を持って10年間保管します。</p> <p>5. 普通預金より高い金利設定とします。 預金種類は普通預金ですが、通常の普通預金より高い金利設定とします。ただし、贈与以外の払出の際は所定の手数料がかかります。</p> <p>6. 預金保険制度の保護対象預金であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> <p>7. 取扱規程等 「暦年贈与手続委託契約」の各条項で定められていない事項については「普通預金規程」により取扱いいたします。</p>	
* 商品概要	
1. 商品名	・とくぎん暦年贈与特約預金 泰平
2. 預金種類	・暦年贈与特約付特別金利普通預金
3. 暦年贈与特約の内容	<p>① お申し込み時に暦年贈与手続委託契約を結んでいただき、贈与を受ける方（三親等以内の親族）と贈与資金入金口座を指定していただきます。</p> <p>② 贈与専用口座を開設させていただきますので贈与予定資金の一括入金をお願いします。</p> <p>③ ご契約いただいた後は、暦年贈与手続委託契約書に基づき毎年当行が手続を代行し贈与を完了いたします。 (贈与手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行から毎年2月初旬に、贈与をする方宛に「贈与契約書」の用紙を送付します。</li> <li>・ 贈与をする方に署名・捺印いただきご返送いただきます。</li> <li>・ ご返送いただいた「贈与契約書」を贈与を受ける方にお送りし、署名・捺印いただき「贈与契約書」を当行に返送いただきます。</li> <li>・ 当行は「贈与契約書」の返送を受けた日から2週間以内に、贈与契約書に記載された贈与額を、贈与をする方の贈与専用口座から贈与を受ける方の指定口座に振替入金します。</li> <li>・ 当行は、提出いただいた贈与契約書の写しと贈与手続の履歴を贈与実行後10年間保管し、税務調査があった場合は資料として提供します。</li> <li>・ 「贈与契約書」が10月までに返送されない場合は、その年の贈与手続を中止する場合があります。</li> </ul> <p>注1) 贈与手続は贈与を受ける方1人につき年1回とします。暦年贈与手続委託契約を締結した年をご希望により贈与手続を実施します。</p>

<商品概要説明書>

		<p>注2) 本契約での贈与額が 110 万円を超過、または本契約の贈与とその他の贈与の合計額が 110 万円を超過する場合は、贈与を受ける方に税務申告していただく義務が生じます。</p> <p>注3) 贈与を受ける方が未成年の場合、親権者の同意をいただきます。</p> <p>④ 当行は、契約時に贈与をする方から贈与計画資金を一括して預け入れいただきますが、預け入れした資金は拘束いたしません。</p>	
4. ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暦年贈与手続委託契約を結んでいただいた個人のお客さま（贈与をする方が契約者となります）</li> </ul>	
5. 贈与を受ける方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご契約者に三親等以内のご親族を指定していただきます。</li> </ul>	
6. 契約期間 (手続代行期間)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30年以内でご契約者が指定する年数</li> <li>・ * 契約時から30年以内であれば契約期間を延長（短縮）することもできます。</li> </ul>	
7 契約 口座	贈与専用口座 (契約者の口座)	預金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暦年贈与専用口座（普通預金）</li> </ul>
		利息	
		(1) 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スーパー定期300 預入期間5年の利率を適用します。</li> <li>・ スーパー定期の利率は窓口でご確認ください。</li> </ul>
		(2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。</li> <li>・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算です。</li> <li>・ 源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）</li> <li>・ ※ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には復興特別所得税が付加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>
	お預け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暦年贈与手続委託契約締結時に贈与を予定する資金500万円以上（1円単位）のお預け入れをお願いします。</li> <li>・ 贈与目的以外の追加入金はできません。</li> </ul>	
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口座開設、贈与手続きに関する手数料は不要です。</li> <li>・ 毎年1月末時点の当預金口座残高が200万円を下回っている場合は5,000円（税抜）の口座管理料をいただきます。</li> <li>・ ただし、契約期間終了まで2年以内の場合は口座管理料は不要です。</li> <li>・ 所定の贈与手続きにかかる払出し以外に払出しされる場合は、1回につき5,000円（税抜）の手数料をいただきます。</li> <li>・ 暦年贈与手続委託契約の終了に伴い口座を解約する場合、および本商品の契約者が死亡し、相続手続きにより口座を解約する場合は金額にかかわらず手数料は不要です。</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種料金等の自動支払にはご利用できません。</li> <li>・ キャッシュカードは発行いたしません。</li> </ul>	
	贈与を受ける方の口座	預金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通預金</li> </ul>
		適用利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通預金店頭表示利率</li> </ul>
		ご利用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用制限は特にごさいません。</li> </ul>
8. お申し込み時に必要な書類等		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人確認書類（保険証、運転免許証等）</li> <li>② 口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑</li> </ul>	

<商品概要説明書>

<p>(贈与をする方)</p>	<p>③とくぎん暦年贈与特約預金 泰平 申込書 兼 暦年贈与手続委託契約書          ※店頭にて用紙をご用意しております。          ※贈与を受ける方のお名前、ご住所、生年月日もご記入いただきます。          (贈与を受ける方が未成年の場合は親権者についてもご記入いただきます。)          ※贈与を受ける方の贈与資金入金口座とする当行普通預金の口座番号もご記入いただきます。</p> <p>④贈与予定資金          ※500万円以上の資金をお預け入れください。</p>
<p>9. 当行のお問い合わせ、ご相談・要望          ・苦情の受付窓口</p>	<p>徳島大正銀行お客さま相談室          フリーダイヤル：0120-87-1090          受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>
<p>10. 一般社団法人全国銀行協会の苦情対応および紛争解決の受付窓口</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室          電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772          受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>